

## 第1章 計画の概要

### 1 計画策定の趣旨

依存症とは、特定の何かに心を奪われ、「やめたくても、やめられない」状態になることです。大別するとアルコール・薬物などに対する「物質依存」、ギャンブル・ゲームなどに対する「行為、プロセス依存」の2種類がありますが、それぞれに共通する点も多く、複数の対象に並行して依存してしまう「クロスアディクション」などの問題が生じることもあります。

依存症により、飲酒や薬物の使用、ギャンブルなどの行為を繰り返すことによって脳の状態が変化し、自分で自分の欲求をコントロールできなくなることで、本人の身体や心の健康が損なわれるだけでなく、家族関係の悪化や金銭トラブル、飲酒運転による交通事故などの重大な社会問題を引き起こしてしまう可能性があります。

また、適切な治療やサポートを行うことで十分に回復が可能であるにも関わらず、本人や家族等の知識や情報の不足のために相談機関や医療機関、自助グループなどにつながることができず、社会で孤立してしまう人たちがいることなども問題として指摘されています。

依存症の診断には専門的な知識が必要ですが、特に大切なことは、診断の有無に関わらず、上記のような「状態」にあることによって、本人や家族が苦痛を感じていないか、困りごとを抱えていないかという点であり、その問題を解決するためにはどのような取組が必要かという点です。

こうしたことから、依存症対策の在り方としては、単に行政や医療などの関係者が「支援者」の立場から一方的に支援策を考えるのではなく、「依存症の人々を含む社会が、依存症の当事者や家族の話に耳を傾け、その解決を一緒に考え、社会としての支援を広げる」ことを意識した取組にしていくことが重要です。

こうした問題意識のもと、群馬県では、依存症対策に係る関係機関及び県民の行動指針として、「群馬県依存症対策推進計画」を新たに策定することとしました。

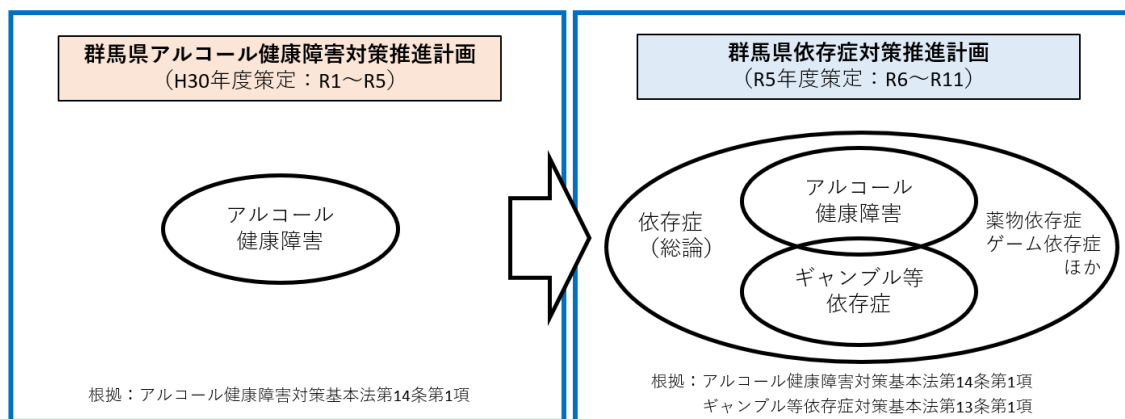
本計画では、依存症は本人の健康や日常生活だけでなく、家族にまで影響を及ぼす社会問題であることを踏まえ、その発生予防・進行予防・再発予防の各段階に応じた総合的な対策を推進し、誰もが安心して暮らすことのできる群馬県を実現していくこととしています。

## 2 計画の位置付け

従来のアルコール健康障害対策推進計画（R1～R5）にギャンブル等依存症対策の内容などを加え、依存症対策全般に係る医療分野における個別基本計画として定めるものです。

なお、本計画に記載するアルコール健康障害対策に関する内容は、アルコール健康障害対策基本法第14条第1項に基づく「都道府県アルコール健康障害対策推進計画」として、ギャンブル等依存症対策に関する内容は、ギャンブル等依存症対策基本法第13条第1項に基づく「都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画」として、それぞれ位置づけられるものとなります。

【計画のイメージ図】



※計画の構成上、アルコールに関しては、依存症だけでなく過剰摂取に起因する身体疾患の予防も含む「アルコール健康障害対策」に関する内容となりますが、以下の記載ではアルコール健康障害及び各種依存症を包括して「依存症」と表記することとします。

## 3 計画の期間

令和6年度から令和11年度までの6年間の計画とし、3年ごとに見直しを行うものとします。